

令和5年度第2回徳島県サービス管理責任者等研修(更新研修)に関するQ & A

No.	質問	回答
1	県外からの受講申込は可能ですか？	県外事業所の方は受講できません。
2	平成31年3月31日までにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修および相談支援従事者研修初任者研修Ⅰ(5日間)または初任者研修Ⅱ(2日間)を修了し、サビ管・児発管の要件を満たしましたが、その後サビ管・児発管としての実務経験がありません。更新研修を受講することはできますか？	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての実務経験が無い方でも、1回目の更新研修は受講することができます(令和5年度までの受講が必要)。ただし、今後2回目以降の更新研修を受講するためには、受講日前5年間の間に2年以上のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員としての実務経験を有すること又はサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員として現に従事していることが必要です。
3	更新研修の受講について、R5年度に初回の更新研修又は実践研修を受講した場合、R6～10年度、R11～R15年度と5年毎に区切った期間のうち、いずれかの年度に次の更新研修を受講することとなるのですか？	<p>お見込みのとおりです。 (例)R5年度に初回の更新研修又は実践研修を修了した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践研修修了 ・初回の更新研修修了 <p style="text-align: center;">5年間のうちに更新研修を受講 5年間のうちに更新研修を受講</p>
4	児童発達管理責任者研修の修了証書しかないが、サービス管理責任者として業務に従事可能か？	<p>サービス管理責任者としての実務経験をそなえていれば可能。 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件は①実務経験者であること及び②研修修了者であることと規定されている。サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修カリキュラムは共通の内容となっているため、②の要件は統一されており、各研修いずれかで②の要件を満たす者は、双方に係る①の要件を満たす場合、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務に従事可能。</p>
5	サービス管理責任者研修を修了して、児童発達支援管理責任者研修を受講していないのですが、更新研修で児童発達支援管理責任者の修了証書の交付を希望することはできますか？	<p>希望できません。本研修の修了証書は、過去に修了している研修に基づいて交付します。 なお、修了証書をお持ちでない業務への従事の方については質問4をご参照ください。</p>
6	過去に受講した分野の修了証書をなくしてしまいました。再発行してもらえますか？	<p>修了証明を発行いたしますので、障がい者相談支援センター(088-631-8711)まで御連絡ください。 折り返し、修了証明交付申請書の様式をお送りいたします。</p>